

第16回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第16回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子

会議日時 令和7年1月28日 午後2時00分開会

会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

日程第1	会期の決定
日程第2	書記及び議事録署名委員の指名
日程第3 報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
日程第4 議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号	農地法の適用外であることの証明願について
日程第6 議案第3号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 10名）

議長	熊谷 玲子君	1番	佐藤 信君
2番	菊地 久寿君	3番	金野たか子君
4番	及川 和子君	5番	細谷 知成君
6番	鈴木 力男君	7番	及川 建則君
8番	近江カズ子君	9番	中村 亨君

（農地利用最適化推進委員 9名）

[大船渡地区]	大船渡地域 佐藤 幾子君	末崎地域 鈴木のり子君
	末崎地域 尾形キヨシ君	赤崎地域 浅野 幸喜君
	猪川地域 鈴木 学君	日頃市地域 中嶋 敬治君
[三陸町地区]	綾里地域 根内 孝君	綾里地域 古内 文人君
	越喜来地域 及川 孝子君	

遅刻者（0名）

欠席者（1名）大船渡地区立根地域 金 典夫君

早退者（0名）

事務局出席者

局長 高橋 大介君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長(熊谷玲子君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第16回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

新年あけましておめでとうございます。本年も農業委員会活動に対してのご協力のほどよろしくお願ひいたします。

今年に入りまして3回の研修会が行われました。参加された委員の皆様、ご苦労さまでした。その中で1月22日、住田町で行われた令和6年度気仙地方農政連絡会研修会に少し触れたいと思います。委員、事務局あわせて52名の参加で行われました。秋田の横手市農業委員会からの活動の取組が、全国農業新聞に掲載されたことをきっかけに、陸前高田市農業委員会が取組の内容に興味をもち、交流が始まり、今回の交流につながったようです。横手食育見聞録作文図画コンクールの取組についての講演をいただきました。未来ある子供たちに対して、食育はどの地区でも取り組みたい課題だと思います。しかし、ハードルの高い課題もあります。内容に関しては時間がありませんので触れませんが、委員会と事務局とのすばらしい連携した活動に感動いたしました。ずっと続けてほしいと思います。大船渡市でも食育活動を行っている方々がいると聞いております。私たち農業委員会は、未来のある子供たちに対して、安心で安全な農作物を手掛けてくださる農家の一助となれる活動を進めていきたいと思っております。まずは守るべき農地を守り、耕作放棄地を最小限に抑え、高齢の農家にアドバイスできる委員会でありたいと思います。その辺に向けて、活動を進めていきたいと思っております。

今年は巳年、一皮むけて進化するそうです。農業委員会の更なる活動に向けて進化したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長(熊谷玲子君) 本日の出席の農業委員は10名、推進委員は9名であります。欠席の連絡があった推進委員は、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員の1名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、高橋事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長(高橋大介君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第15回総会以降の経過報告です。1月6日、令和7年大船渡市新年交賀会に熊谷会長が出席しました。1月17日、令和6年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会に農業委員及び推進委員13人が参加しました。1月22日、令和6年度気仙地方農政連絡会研修会及び令和6年度大船渡地方農業振興協議会優良事例表彰に、農業委員及び推進委員10人が参加しました。また、気仙地方農政連絡会懇親会にも参加しました。1月27日、令和6年度経営戦略セミナーに中村亨会長職務代理者、佐藤信農業委

員、中嶋敬治推進委員が参加しました。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。2月3日、大船渡市農業協同組合役員報酬審議会に熊谷会長が出席する予定です。2月5日、6日、令和6年度市町村農業委員会会長・事務局長会議・研修会に中村会長職務代理者が出席する予定です。2月6日、令和6年度いわてポラーノの会総会及び令和6年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会に女性農業委員及び推進委員が出席する予定です。次回の第17回総会は2月28日に開催を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上であります。

○議長(熊谷玲子君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(熊谷玲子君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となります。書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の佐々木浩久局長補佐、議事録署名委員には、5番、細谷知成農業委員、6番、鈴木力男農業委員を指名します。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目は畠、現況地目は雑種地、面積は計1,443m²。権利を取得した事由は相続。届出の日付は12月9日、受理の日付は12月11日となっております。

次に、番号2、登記簿地目は畠、現況地目は畠及び宅地、面積は850m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は12月26日となっております。

次に、番号3、登記簿地目は田、現況地目は畠、面積は187m²。権利を取得した事由は

相続。届出及び受理の日付は12月11日となっております。

3ページをお開き願います。番号4、登記簿地目は田及び畑、現況地目は畑、面積は計1,032m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は12月17日となっております。

次に、番号5、登記簿地目、現況地目、いずれも田及び畑、面積は計3,721m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は1月7日となっております。

4ページ目をお開き願います。番号6、登記簿地目は田及び畑、現況地目は田、畑、雑種地及び山林、面積は計6,059m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は1月6日となっております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書5ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定により許可申請があつたので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧ください。登簿地目は田、現況地目は畑、面積は234m²。権利種別は贈与。

贈与の理由ですが、地図をご覧いただきたいのですが、地図の網掛けがされている部分が申請地で、その斜め上が譲受人のご自宅になります。譲渡人、譲受人の弟に当たる方になりますが、県外からこの土地を管理することは難しいとのことで、実質的に管理されている兄に、贈与で所有権を移転したいとのことです。こちらの土地につきましては、現状も耕作している土地でありまして、譲受人はそのまま畑として耕作予定となっております。

続けて、番号2、地図は2ページをあわせてご覧ください。登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は計406m²。権利種別は売買。

売買の理由ですが、譲受人は、この地で新規に農家レストランを開業したいと考えております。既にそのための会社を設立し、家屋の改装に着手していると聞いております。地図をご覧いただきたいのですが、網掛けの土地に挟まれ、囲まれたところのお宅がございます。こちらは空家になっていたところを、譲受人がご購入して、ここを改装して農家レストランを開業したいとのようでございます。申請の農地につきましては、こちらの農家レストランで提供する野菜などを耕作する予定と伺っております。なお、備考欄に小型トラクターを用いて農業を行うと記載されておりますが、こちらはリースでの用意を検討しているようです。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について、5番、細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○5番(細谷知成君) 5番、細谷です。議案第1号の1番につきまして、1月26日に現地

調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。

現況は野菜が耕作されている畑となっています。

周辺の状況ですが、申請地の北側は譲受人の自宅敷地、東側は国道、南側は譲受人と譲渡人の兄が所有する畑で野菜が耕作されています。西側は水路となっています。

申請に至った経緯ですが、申請地は元々は譲受人の自宅敷地を含めた一筆の土地で、譲受人の父親が水田を耕作していましたが、昭和55年に譲受人の自宅建築の時に分筆して、それ以降は畑部分は譲受人が野菜を作付して管理してきました。その後、畑部分の申請地を平成6年に譲渡人が相続しましたが、譲渡人は高校卒業後の昭和36、7年頃に就職のため大船渡を離れており管理できないため、それ以降も引き続き譲受人が野菜を作付して管理してきました。譲渡人は今後も大船渡に帰ってくる見込みはなく、管理ができないため譲受人に土地を贈与することに決め、申請するに至ったとのことでございます。

周囲への影響ですが、申請地は引き続き野菜を作付する農地として利用するため、周囲への影響はないものと思われます。報告は以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の举手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(熊谷玲子君) 举手全員であります。よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第1号2番について、8番、近江カズ子農業委員から説明をお願いします。

○8番(近江カズ子君) 8番、近江です。農地法第3条、申請2番の農地の許可申請に関しての調査結果を報告いたします。地図は2ページをご覧ください。

現地調査は1月25日、土曜日、圃場にて行いました。聞き取りは1月25日、譲受人でから圃場にて行いました。譲渡人からは、同日、電話で聞き取りを行っております。

現地調査では現状は雑草が生えておりましたが、草刈り等の管理がされておりました。

以前から畑として耕作してきているので、周辺への影響はないことを確認しました。

許可申請の理由として、売買による所有権移転を受けて畑として耕作をしたい。聞き取りでは、譲受人からは農家レストラン開業の予定があり、お客様に提供するために所有権移転を受けて畑を耕作し、野菜栽培に活用していきたいとの確認を行いました。譲渡人からは、相続で受け継いだ農地だが、自宅から5、6km離れており、自分も多忙のため農地の維持管理が大変で、譲受人からの売買による畑の所有権移転の相談があり、承諾したと

の確認を行っております。報告は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書6ページをお開きください。議案第2号、農地法第5条の規定により許可申請があつたので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は3ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畠、現況地目も同様に畠、面積は317m²。権利種別は売買。

転用の目的は一般個人住宅の建設で、転用理由は現在アパート住まいのため、当該地を取得し自宅を建築したいとのことです。当該地につきましては、一昨年、この土地の上に四角い印があつて、通常であれば誰々と名前が入っているところがあるのですが、新築でありまして、ここに新築するために土地を購入する際、同様に5条申請を許可したところになります。

当該地は、都市計画上用途地域内にありますので、第3種農地に該当する土地になっております。

続いて、番号2、地図は戻って2ページをお開きください。登記簿地目は田、現況地目は畠、面積は190m²。権利種別は売買。

転用の目的ですが、露天駐車場として活用したいとのことで、当該地北側の土地を取得し、農家レストランを開業する予定ですが駐車場がないため、当該地を駐車場として利用したいとの申請であります。

続いて、番号3、地図は4ページになります。登記簿地目は畠、現況地目は雑種地、面積は1,622m²。権利種別は売買。

転用の目的ですが、太陽光パネルを敷いて発電所として利用したいとのことです。

こちらにつきましては、第2種農地ということで、この土地の周りは農振農用地の指定になっているところが多い状況ですが、この土地は農振農用地の指定を外れていた土地になります。説明としては以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況についての説明をお願いします。議案第2号1番について、5番、細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○5番(細谷知成君) 5番、細谷です。議案第2号1番につきまして、1月26日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

現況は草刈り管理された休耕地となっています。

周辺の状況ですが、申請地の西側は市道、北側、東側、西側は宅地となっていますが、東側の宅地のところにある2坪ほどの家庭菜園に隣接しています。住宅地図3ページのお宅の北側に二つ建物がありますが、小さいほうの建物の西側に2坪程度の家庭菜園があります。

申請に至った経緯ですが、申請者の代理人の息子さんに話を伺ったところ、申請地はこれまで作物を作付したことではなく、ずっと休耕地で草刈り管理をしてきましたが、土地の有効利用のため不動産屋に購入希望者の斡旋を依頼しており、今般、譲受人から自宅建築のため購入希望があったため、申請に至ったとのことです。

周囲への影響ですが、申請地は周囲が宅地に囲まれており、東側にある家庭菜園も農地ではなく、宅地の中の小規模な耕作地であるため問題はないものと思われます。報告については以上でございます。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号2番について、8番、近江カズ子農業委員から説明をお願いします。

○8番(近江カズ子君) 8番、近江です。農地法第5条、番号2番に関する現地調査結果を報告いたします。地図は2ページになります。

現地調査は1月25日の土曜日、圃場にて行いました。聞き取りは1月25日、譲受人から圃場にて行いました。譲渡人からは同日、電話にて聞き取りを行いました。

現地調査では、現況は不耕作となっており、当該地の西側に当たる部分に、奥の農地に繋がる接道が設けられ、砂利が敷かれています。

許可申請の理由としては、農家レストランを開業する予定でいるが、駐車場がないため、

当該地を駐車場として利用したいとのことで、当該地以外、近隣に駐車場として利用できる土地がないことを確認しました。聞き取りでは、譲受人から、当該地北側の宅地を取得し、農家レストランを開業する予定だが、駐車場がないため、売買による所有権の移転を受け、当該地を駐車場として活用したいと確認しました。譲渡人から、農地の維持管理も難しいので、開業に協力したいとの意向を確認しました。報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の举手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(熊谷玲子君) 举手全員であります。よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号3番について、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(中嶋敬治君) 調査の結果を報告いたします。

現況は雑種地です。管理状況は、定期的に草刈りがなされており、良好な状態です。

1月23日に現地を確認し、翌日、譲渡人から電話で事情を確認しました。更に譲受人の現地担当者からも電話で確認をさせていただきました。所有者は、元々この近辺に住んでおられたのですが、現在は猪川町に住んでおりまして、休耕地を管理するだけだったとのことでした。議案にありますように、遊休地を活用して太陽光発電用地にしたいとの申し出を受けまして、売却することにしたいとのことで話を進めていたとのことでした。

周囲は同様の遊休地となっておりまして、農地への影響はないものと判断いたしました。審議をよろしくお願ひいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号3番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の举手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(熊谷玲子君) 举手全員であります。よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第6、議案第3号、農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書7ページをお開きください。議案第3号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は5ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畠、現況地目は雑種地、面積は69m²。

非農地の事由ですが、昭和47年頃、当該地を数回分筆し売買を行って以来、周辺住民用の砂利が敷かれた通路として利用され現在に至り、長年、雑種地として利用されており、農地法に関する認識も不足していたため、今般の適用外申請まで手を付けていなかったとのことで、始末書が提出されております。

地図の5ページを見て分かるとおり、かなり長細い形の土地が残ってしまった状況を見てまいりました。

続いて、番号2、地図は6ページをお開きください。登記簿地目は畠、現況地目は宅地、面積は115m²。

非農地の事由ですが、昭和56年頃、所有者の自宅が建てられた後、庭の一部、それから隣の敷地との間の傾斜地となっていたところですが、先月、同じく5条申請の計画変更で、この土地の下、地図では左側に四角い枠で囲ってありますが、ここに新築したAさんが、このBを含めて土地を購入するとの予定でしたが、Bを購入しても、所有者の家の基礎部分をちょっとかすめるような形でこの土地があるように、航空写真からは見えるとのことで、ここを一括で買い取ることはちょっと難しいと、先月計画を変更することについて、了承いただいた土地になります。

次に、番号3、地図は7ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は田、現況地目は雑種地、面積は1,167m²。

非農地の事由ですが、昭和57年頃、鉱山の沈砂地として利用され現在に至り、長年、雑種地として利用されており、農地法に関する認識も不足していたため、今まで処理を怠っていたとのことです。

こちらの土地につきましては、数年前までは地面にそのまま池があるような状態であったのですが、現在はコンクリートでプールのような形に作られているようです。これに関しては、始末書の提出を受けております。説明としては以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について、大船渡地区赤崎地域、浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。番号1番について調査結果を報告します。調査は1月22日に現地を確認し、所有者にはお会いをしてお話しを

伺いました。

申請地は砂利敷きの通路になっており、農地パトロールにおいても、以前からこのような状態になっていることを確認していたところです。

次に申請に至った経緯などになりますが、今般、隣接する土地、地図では記載されている宅地について売買の話があり、所有者の土地についても測量などを行いましたが、その際に土地の登記が畠になっていることがわかったとのことでした。申請地については、昭和47年頃に数回分筆して売買を行って以来、周辺住民の通路として利用されてきており、これまで農地としての認識がなかったとのことでしたが、この度、土地家屋調査士からのアドバイスもあり、申請に至ったとのことでした。なお、申請地は農地として50年以上も耕作されておらず、今後農地として回復することは著しく困難であると思われます。

周辺への影響についてですが、現状が変更されることもありませんので、適用外に伴う影響は特にないものと思われます。以上でございます。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号1番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号2番について、大船渡地区赤崎地域、浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。番号2番について調査結果を報告します。調査は1月22日に現地を確認し、所有者の代理人である不動産会社に電話でお話しを伺いました。

なお、本件について報告をする前に、先ほど事務局からも説明があつて、繰り返しになりますが、先に申請地に関わる本委員会の経緯について補足をさせていただきます。まず地図ですが、今回の申請地、網掛けの部分のBの東側、記載されている建物を含んだ区画がCで、西側の建物を含んだ区画がDとなります。令和5年12月の本委員会の総会に現在のDに、分筆される前のBを含めたDとして転用申請がなされ、承認されております。その後、昨年12月の本委員会の総会にD全体の造成工事を行った場合、東側隣接地との高低差が3mくらいになり、Cの建物に影響が出る恐れがあるため、その対策として隣接するCとDとの境界部分を西側へ4mほど移動して、Bとして分筆し、残ったDを造成することとしての農地転用事業計画の変更申請があり、承認されております。このような経緯

があり、Bが登記地目畠として残ることになったことも理解いただいた上で、本件について報告をしますが、そもそもこの度の申請地は、昭和56年頃にCに建築されている建物の一部及び庭として、40年以上も一体利用されてきており、あわせて先ほど補足説明したとおり、隣接地の造成工事に伴い、多くの部分が高低差3mくらいの法面で急傾斜地となつたことから、今後農地として利用することは著しく困難であると思われます。

なお、適用外に伴う周辺への影響は特ないものと思われます。以上でございます。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号2番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号3番について、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(中嶋敬治君) この申請場所は日頃市町閑谷78番3、旧日頃市中学校の北にあるところです。

現況は雑種地となっておりますが、以前から碎石鉱山に付随する沈砂池として利用されておりました。議案にありますように、長年利用されていることから、農地法により管理される土地との認識がなかったようです。

現在の所有者の方は、日頃市町板用に在住しておりました先代の死去により、相続登記された方で住田町にお住まいの方となっております。12月23日に現地を確認し、碎石鉱産の保安統括の方と面接してお話しを伺いました。この鉱山は沈砂池として利用を始めた当初の事業者、これは渋谷鉱業という事業者ですが、この方から引き継いで、現在有限会社CSが事業をしております。今般、沈砂池の本格的な改修を進めていて、改めて農地から除外して沈砂池の機能を向上させて、鉱山から排出する水質を改善していきたいとのことでした。所有者の佐藤さんは、現在住田町にお住まいですが、翌日電話で確認し、賃借の関係を維持していきたいとのことでした。

周りは他の所有者の方が水田として耕作中ですが、沈砂池からの排水は鷹生川に排出されます。なので、直接的な周辺農地への影響はないと判断いたしました。ご審議をお願い

いたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号3番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号3番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第7、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。本件は三陸町吉浜地区の水田整備区域内における使用貸借に関する案件で、関連がありますので、大船渡市農業委員会会議規則第15条の一括議題規定により、権利の設定を受ける者ごとに一括説明した後に、質疑及び採決を行うことにしたいと思います。また、農林課の森崇課長補佐に出席をいただいておりますので、事務局説明の後に、森課長補佐から説明をお願いします。初めに事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書8ページをお開き願います。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づいて作成した農用地利用集積等促進計画案について、同法第19条第3項の規定により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に付し、意見を決定するものです。

9ページには、大船渡市長から当委員会に宛てて発出された、意見書の提出依頼の文書のコピーであります。

議案書10ページ以降がこの案件になりますが、権利の設定を受ける者ごとに説明を分けて行いたいと思います。議案書の10ページから13ページまでの案件が、権利の設定を受けた者、菊地英浩、三陸町吉浜で、利用目的は水田として利用するということ、それから期間は令和7年4月1日から令和14年3月31日までの7年間で、支払方法は使用貸借で賃借料等は発生しない案件になっております。

地図と照らし合わせてご覧いただきたいのですが、番号1は地図の9ページの上から5段ほど農地が並んでおりますが、2段目の右端、沖田132番が番号1になります。番号2につきましては地図の9ページ、3段目の右から2つ目の筆。番号3は地図9ページの2段目の左側の筆、それから1段目の左右の土地になります。番号4につきましては、地図の9ページの4段目の5つの筆がこれに該当いたします。番号5は、地図の8ページの3つのポイントに分かれておりますが、2段目の左から2筆目と3筆目が番号5。番号6は番号7ですけれども、三陸町吉浜字平根77番は地図の11ページになります。

す。11ページの下の区画、こちらが平根77番。番号8、こちらは地図の8ページに戻っていただきまして、中央の集団の真ん中、これが番号8。番号9は8ページの3段目、下の段落の一番右端の筆。番号10は地図の9ページ、3段目の右端。番号11、地図の8ページに戻っていただきまして、下の段の左端と中央の2筆。番号12は9ページの一番下の段の1筆。番号13は地図の8ページに戻っていただきまして、真ん中の段の右端、それから8ページの上の段2筆。番号14は10ページの上から2つの筆、それから11ページの上の区画、平根73番になります。番号15は地図の9ページ、3段目の区画の左から1つ目、2つ目の筆。番号16は、今ご覧いただいている集積15の隣の3段目の真ん中辺りの筆、それから地図の10ページの一塊の区画の下から、1つ目、2つ目の筆。それから番号17、これは地図の10ページ、現在のページの真ん中の区画になっております。

こちらにつきましては、これまで農地中間管理機構で借り上げたものを、利用者に転貸する形をとっておりました。これが令和7年3月31日で期限が切れることから、更新又はこれまで農地中間管理機構を使っていなかったのですが、今後、耕作ができなくなっている方につきましては、新規での使用貸借を行うという案件になっております。内容につきましては、農林課から説明します。

○議長(熊谷玲子君) 次に農林課森課長補佐から、議案第4号1番から17番について説明をお願いします。

○農林課課長補佐(森崇君) それでは説明します。10ページをお願いします。1. 利用集積等促進計画案対象地一覧、利用権を設定する農用地、こちらについては全て三陸町吉浜になります。地目については、登記簿、現況とともに田となっています。

番号1、沖田132番、面積1,941m²、利用権を設定する者、岡崎英俊。

番号2、中井167番、面積2,101m²、柏崎毅。

番号3、沖田131番外2筆、面積計3,597m²、柏崎明彦。

番号4、中井158番外4筆、面積計5,779m²、柏崎充穂。

11ページをお願いします。番号5、沖田142番2外1筆、面積計2,597m²、木川田準一。

番号6、沖田142番1、面積580m²、市村かおり。

番号7、平根77番、面積601m²、上館れい子。

番号8、沖田144番、面積1,993m²、小松勝志。

番号9、沖田141番、面積1,586m²、新沼秀人。

番号10、中井168番、面積1,333m²、大久保清子。

12ページをお願いします。番号11、沖田139番、面積計4,250m²、岡崎茂。

番号12、中井156番、面積2,527m²、新沼孝。

番号13、沖田145番1外2筆、面積計5,545m²、渡邊みす子。

番号14、川原389番外2筆、菊地正人。

13ページをお願いします。番号15、中井163番外1筆、面積計3,605m²、橋本千賀子。

番号16、川原386番外2筆、面積計6,642m²、柏崎廣壱。

番号17、川原388番、面積1,243m²、柏崎泰。

利用権の設定を受ける者、菊地英浩。利用期間は、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの7年間の使用貸借になります。農地中間管理機構による転貸となります。以上になります。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、対象農地の現況について説明をお願いします。それでは議案第4号1番から17番について、2番、菊地久寿農業委員から説明をお願いします。

○2番(菊地久寿君) 2番、菊地です。議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について1番から17番について報告いたします。先ほど言ったとおり、地図は8ページから11ページになります。

調査は1月26日に現地を確認し、利用権の設定を受ける菊地英浩さんに自宅で話を伺い、利用権を設定する方々に話を伺いました。番号1番から13番までは震災後の基盤整備後から、既に利用権を設定し耕作されており、更新に関して、お互い、特に問題はないと思われました。

番号14番、新規の菊地正人さんの農地は、地図の10ページの川原389番、390番、地図11ページの平根73番です。菊地正人さんは、昨年まで作業委託をしながら耕作してきましたが、本人の高齢化と作業を手伝ってもらっていた親戚の急逝により、耕作の継続が困難と判断し、利用権の設定になりました。

番号15番、橋本千賀子さんの農地は地図の9ページ、中井163番、164番です。今回、新規契約とはなっておりますが、実際は既に耕作を行っております。以前、利用権を設定されていた方の死亡に伴い、菊地英浩さんに変更されましたが、変更の際、手続きが行われていなかったもので、実質として更新となります。

番号16番、柏崎廣壱さんの農地は、9ページの中井165番、そして10ページの川原386番、387番になります。こちらの土地に関しては、今回、経営規模の縮小に伴い、利用権設定となりました。

番号17番、柏崎泰さんの農地は10ページ、川原388番です。以前より農地中間管理機構を通して利用権を設定し、他の方が耕作していましたが、両脇を菊地英浩さんが耕作することに伴い、作業効率を考慮し、今回の変更となりました。以上、報告いたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号1番から17番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。佐藤信農業委員。

○1番(佐藤信君) 1番、佐藤です。先ほどの農林課からの読み上げで聞き漏らしたのかかもしれませんので、再確認させてください。12ページの11番、地番139番と140番、あともう一つは14番の総面積ですけれども、6,216m²で間違いないか、その2点について確認をお願いします。ちょっとこっちが聞き漏らしたのか。

○事務局長(高橋大介君) 委員おっしゃるとおり、説明がおそらくなされてなかつたので、ここに記載のとおりの内容になります。

○1番(佐藤信君) はい。

○議長(熊谷玲子君) 他に何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号1番から17番について、本委員会において農用地利用集積等促進計画案に異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第4号1番から17番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第4号18番から29番について審議いたしますが、菊地久寿農業委員が当該計画の関係者となっておりますので、菊地久寿農業委員には一時退室をお願いいたします。

(2番 菊地久寿君除斥)

○議長(熊谷玲子君) 次に農林課森課長補佐から、議案第4号18番から29番について説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 先に私から概要だけ説明させていただきます。18番から29番までについては、権利の設定を受ける者が菊地久寿さんになります。利用目的は前の17番までと同じく水田として耕作するもの。期間についても同じく令和7年4月1日から7年間で、使用貸借による利用権設定ですので、賃借料は発生しない、中間管理機構による転貸の形をとることになります。

地図は12ページから15ページまでになります。番号18ですけれども、地図の12ページ下から1、2、3筆までは番号18になります。番号19は地図の13ページ、ここに離れたところの下にあります、こちらが番号19になります。番号20は同じく13ページの3つ並んだ区画の一番下、川原395番が番号20になります。番号21は14ページ、277番、280番は21番になります。番号22は戻っていただきまして地図12ページ、区画としては右側の区画、3つ並んでいますが、こちらの最上段の区画が番号22になります。番号23は、同じく12ページの左側の1列の一番上になります。それから15ページの番号24は、地図12ページの番号23の隣、それからその下の区画と、それと右側の3筆並んでいる筆のうち真ん中と下、こちらが番号24になります。番号25はこのページの下から4つ目の長細い区画が番号25。番号26は番号25の1つ飛ばしてもう1つ上の区画、こちらが番号26。番号27は地図13ページの上の区画、3つ並んでいる中の一番上の区画になります。番号28は戻っていただきまして12ページ、先ほど確認していただきました番号25、長細い区画と、その2つ上の区画の番号26の間に挟まれている、長細い筆が番号28になります。番号29に

つきましては地図の13ページ、3つ並んだ区画の真ん中の筆が番号29となります。

議案書の13ページと14ページになりますが、番号18の川原368番1、こちらが新規、それから議案書の15ページ、番号29、川原396番、こちらも同じく新規、それ以外は更新になっております。私の説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に農林課森課長補佐から、議案第4号18番から29番について説明をお願いします。

○農林課長補佐(森崇君) それでは14ページをお願いします。

番号18、川原368番1外2筆、面積計4,772m²、利用権を設定する者、柏崎望。

番号19、川原355番、面積497m²、菊地松夫。

番号20、川原395番、面積1,127m²、菊地光廣。

番号21、大野277番外1筆、面積計2,037m²、上館れい子。

番号22、川原409番、面積1,102m²、亡館下晴明相続人代表館下睦章。

番号23、川原372番、面積926m²、前田桂。

15ページをお願いします。番号24、川原371番外3筆、面積計5,820m²、柏崎孝子。

番号25、川原369番2、面積582m²、亡柏崎みき相続人代表柏崎倫也。

番号26、川原369番4、面積2,160m²、柏崎泰。

番号27、川原397番、面積1,671m²、亡高橋和賀子相続人代表高橋寿夫。

番号28、川原369番3、面積1,000m²、渡邊隆二。

番号29、川原396番、面積2,046m²、柏崎孝人。

利用権の設定を受ける者、菊地久寿。令和7年4月1日から令和14年3月31日までの7年間の使用貸借。中間管理機構による転貸となります。説明がありましたが、番号18、川原368番1と番号29については、新規の使用貸借になります。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは、7番、及川建則農業委員から対象農地について説明をお願いします。

○7番(及川建則君) 7番、及川です。議案第4号18番から29番について報告をいたします。地図は12ページから14ページになります。

現地は吉浜大野地区と中通地区、川原になります。震災後、基盤整備によって農地中間管理機構により集積し計画された事業で、第1回目の計画7年が経過し、再計画7年を計画するもので、私の担当するところは12名の所有者で、貸付を受ける者は菊地久寿さんであります。中間管理機構により貸出契約をされて、菊地久寿さんも安心して引き受けていましたと話に聞きました。12名のうち2名が新規で、柏崎望さんと最後の29番の柏崎孝人さんですが、後継の人たちもいなくて、自分でも耕すことができなくなつたと聞きました。再契約についても問題もないことから、再契約を進めてほしいものだと思います。よろしくお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号18番から29番について質疑、意見を許します

が、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号18番から29番について、本委員会において農用地利用集積等促進計画案に異議なしと決定することに賛成の農業委員の举手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(熊谷玲子君) 举手全員であります。よって、議案第4号18番から29番は本委員会において異議なしとすること決定することといたしました。

ここで、菊地久寿農業委員の着席をお願いします。

○議長(熊谷玲子君) 菊地久寿農業委員に報告します。議案第4号18番から29番について、異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 以上をもちまして、本総会に付議された全ての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第16回総会を閉会いたします。

午後3時25分閉会